

# デジタル情報空間の汚染に どう向き合うか

～深刻化する誹謗中傷の被害と匿名表現の自由を考える～

NHK 放送文化研究所 渡辺健策

社会のデジタル化とともに深刻化するネット上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>の被害対策として、悪質な投稿をした者の氏名などを明らかにする発信者情報開示の手続きが、2022年10月から簡易・迅速化された。新制度の効果と課題を整理する。一方、匿名を前提に投稿した発信者の身元を強制的に明らかにすることは、表現の自由の保障の観点から慎重な判断が求められ、双方の利益のバランス確保が重要となる。また、誹謗中傷の原因にもなり得るネット上の誤情報・偽情報による情報空間の汚染に、マスメディアはどう向き合うべきか。誤った情報の拡散量は情報の受け手にとっての「重要性」と「あいまいさ」に応じて変化するという分析手法を手がかりに事例を見ていくと、報道の伝え方にも工夫の余地があることや、マスメディアが誤情報を打ち消す報道を行うことで拡散を抑制できることがうかがえる。また、ネット上の投稿が事実かどうか検証・判定する「ファクトチェック」をマスメディアが積極的に行うことも、社会から期待されるようになっていく。

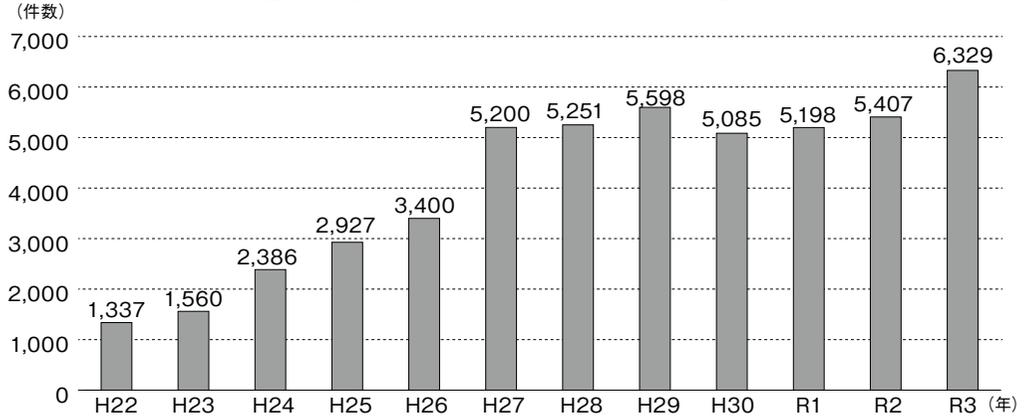
SNSの普及など社会のデジタル化とともに深刻になっているインターネット上の誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>の被害。亡くなった女性プロレスラー、木村花さんに対する誹謗中傷の問題をきっかけに、インターネット上の悪質な投稿への対策強化が議論され、他人の権利を侵害する投稿をした者の氏名などを明らかにする「発信者情報開示」の手続きが、2022年10月から簡易・迅速化された。繰り返されるネット被害に対し、新たな制度はどこまで力を発揮できるのか。その一方で、匿名を前提に投稿した発信者の身元情報を強制的に明らかにすることは、表現の自由の保障の観点から、どこまで許容されるのか。また、誹謗中傷の原因にもなり得るネット上の膨大な誤情報・偽情報による、いわゆる「デジタル情報空間の汚染」に、マスメディアはどう向き合う

べきなのか。この論考では、以上の3つをパートごとに考えていきたい。

総務省から委託を受けて活動する「違法・有害情報相談センター」に寄せられる相談の件数は、次頁のグラフのとおり、この10年ほど増加傾向にある。中でもSNSでのトラブルに関する相談が目立ち、著作権侵害や誹謗中傷、名誉毀損をはじめ、ネット上の投稿をめぐるトラブルへの対応について、さまざまな相談が寄せられているという。

こうした深刻化するインターネット上の権利侵害などのトラブル増加に対応するため、匿名の投稿の発信者に関する情報を開示する手続きを定めた「プロバイダ責任制限法」が改正され、2022年10月に施行された。

違法・有害情報相談センターへの相談件数の推移



(総務省 プラットフォームサービスに関する研究会「第二次とりまとめ」より)

## I 発信者情報の開示制度 改正の効果と課題

改正された発信者情報開示制度はどう評価されているのか。その効果と今後の課題について、誹謗中傷による被害者の訴訟代理人として多くの裁判で対応にあたっている東京弁護士会の小沢一仁弁護士にインタビューした。

### 1. 何がどう変わった？ 改善点は

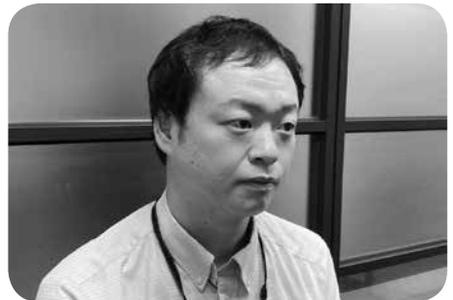
— ネット被害に対する損害賠償訴訟を数多く担当されている立場から、今回の発信者情報開示の制度改正をどう評価していますか？

小沢：制度改正によるメリットの部分と、なおうまくいっていないデメリットの部分を合わせて考えると、全体としては手放しで喜べない、つまりまだプラスの評価はしにくいと思っています。

— 評価できる改善点は？

小沢：まず評価できる点は、アクセスプロバイダー（＝インターネットに利用者の端末を接

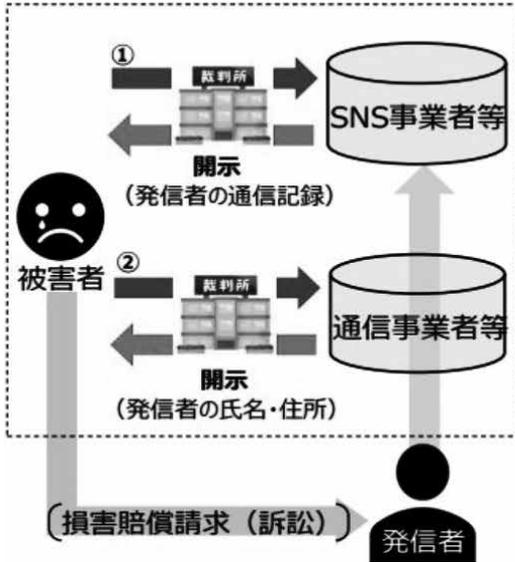
続する通信事業者など）に対する発信者情報の開示請求の手続きが、従来より早くなりそうだとところです。改正施行後、最も早いケースでは、アクセスプロバイダーに対する開示請求の申立てから審理が終結するまで、およそ5週間だったケースもあります。従来は、簡単な事件でも半年以上かかっていたと思います<sup>1)</sup>。



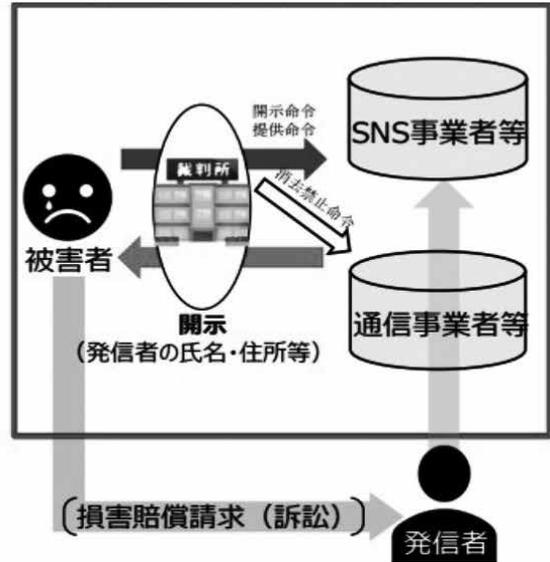
小沢一仁 弁護士

2009年、弁護士登録。インターネット上の誹謗中傷投稿の削除や発信者情報開示請求など、被害者救済の裁判を数多く手がける。常磐自動車道のあおり運転殴打事件の際に犯行の様子を携帯電話で撮影していたいわゆる“ガラケー女”と人違いされた女性のSNS被害（2019年）や、山梨県道志村のキャンプ場で行方不明になった女兒の母親に対する誹謗中傷（同年）をめぐる裁判などを担当。

## 現行



## 新たな裁判手続き (非訟)



(筆者補足) 従来からの制度は、誹謗中傷などの権利侵害を受けた被害者が発信者を相手に損害賠償裁判を起こす場合、まずSNS事業者などに対し発信者特定の手がかりとなるIPアドレスなどの開示を求め、その後、発信者とインターネットを接続する通信事業者に発信者の氏名等の開示を求めなければならない。損害賠償請求も含めると3段階の手続きが必要で、時間と費用がかかるため、被害救済をあきらめざるを得ないケースが多かったと指摘されている。

—改正法では、どんな効果が期待できるのでしょうか。

小沢: 具体的には今後の実例の中で実績を積み上げていくしかないですが、少なくともいままでより早く発信者情報を入手すること

が期待できます。今回導入された新しい手続きは「非訟手続＝訴訟手続より簡易な方法で処理する手続き」なので、裁判所の裁量によってある程度柔軟にでき、決定が出るのも早い。ただし、新制度で開示命令が発令されたとしても、命令を受けたプロバイダー側は異議の訴えというのができて、その場合はやはり裁判手続に入るのでは、これまでと同じように時間がかかります。だからプロバイダーが「うちは全件異議の訴えを行う」みたいな態度をとってしまうと、この制度の簡易・迅速化のメリットは全部つぶれかねません。結局はプロバイダーの姿勢によるので、これはもう各事業者の理解を得るしかないと思います。

—開示される発信者情報の対象の見直しとい

う点では評価できる点はありますか？

小沢：悪質な投稿そのものの発信者情報の通信記録が残っていないと、誰が発信したか特定できない場合でも、投稿をした人物がそのサイトにログインしたときの通信記録があれば特定できる、それが開示対象に含まれるかがこれまで裁判でもたびたび争点になり、ケースごとに裁判所の判断が分かれていました。今回の法律改正では、ログイン時（およびログアウト時）の発信者情報も開示対象に含まれることが明確になりました。これはかなり大きな改善点だと思います。

私が裁判を担当した常磐道あおり運転殴打事件のときに、加害者の車に同乗していて犯行の様子を携帯電話で撮影していた、いわゆる“ガラケー女”と人違いされた女性のケースでも、人格を否定するような明らかに権利侵害にあたるネット被害を受けているのに、ログイン時の情報が対象外と判断され、裁判で敗訴したことがありました。その点、今回の改正で、投稿とログインの時間的に一番近いところで接点を見つけて、その通信を媒介した事業者は開示対象者にあたるとしっかりと決めてくれた。その点が立法的に解決されたというのは大きいです。



常磐道あおり運転殴打事件のNHKニュース映像より  
(2019年8月31日放送)

## 2. 残された課題は

—改正後もなお課題として残されているのはどんな点でしょうか？

小沢：プロバイダ責任制限法には、通信ログ（＝通信履歴・記録）の保存について規定がなく、通信ログを保存するかどうかをインターネット接続事業者の判断に任せています。極論を言えば「そもそもうちは何も残していません」なんていう事業者も中にはいます。その点を何とか保存を義務付けてくれないかと思っています。半年とか、可能であれば1年間は、保存すべきということを法律で定めてほしいです。

（筆者補足）『電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン』<sup>3)</sup>では、通信履歴について通信事業者の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができることと定めており、必要な程度を超える長い期間、通信ログを保全しないことが原則になっている。多くの通信事業者のログ保存期間は3か月ないし半年程度といわれる。

—道志村の女儿行方不明のケースでも、母親に対する誹謗中傷の通信ログの中に提訴時にはすでに消えていたものもあったと聞きましたが？

小沢：通信ログが残っているかどうかということは、すべての案件で問題になるんですけど、道志村の女儿行方不明の件でも母親が個人攻撃ともいえる誹謗中傷の投稿を受けてから提訴の検討まで1年くらいたっていたので、当初の投稿の通信ログはもう消えていて、直近の投稿に絞り込んで対応せざるを得ませんでした。最近でこそ、ネット上の被



山梨県道志村女児行方不明のNHKニュース映像より  
(2019年9月23日)

害が増えているから、被害にあってすぐ弁護士に相談に行く人が増えていますけど、あのころは、すぐにそこに思い至るかというところ、そうではなかったと思います。

—保存が義務付けられていないというだけでなく、そもそも通信事業者がログを実際に持っているかどうかは通信事業者側にしかわからないですよね。

小沢：現状では「ログは残っていない」と言われると、その通信事業者の言っていることを性善説で信じるしかないみたいな状況です。法律で、こういう種類の情報をいつまではとっておくことと決めてくれば、被害者救済には役立つと思います。

—実務の面から見て、ほかに課題と感じるところはありますか？

小沢：あとはダイレクトメールの問題ですね。誹謗中傷の被害の実態として最近目立つのは、例えばTwitterだったら攻撃する相手のフォロワーに対してダイレクトメールを多数送りつけて、誹謗中傷の情報を広めていく、受け取った人が「なんかこんなの来たんだけど」と反応を書き込むことで次々に拡散し

ていく。フォロワーというのは基本的に本人にある程度は親和的な人たちなんですけど、そういった人たちの信頼が失われたりフォロー解除になったりという実情があるわけです。もともとプロバイダ責任制限法がいろいろな人から見える“不特定多数の通信”での権利侵害に対する救済を念頭に置いているので、“1対1の通信”はそもそも対象していないんですよね<sup>4)</sup>。今回の改正でもこの点は変わりませんでした。それを逆手にとって誹謗中傷を広めるケースが出てきているので、なぜこの点は救済のケアができないのかと疑問を感じています。発信者の「表現の自由」や「通信の秘密」を必要以上に制限しないためというのが理由の1つだと思いますが、開示請求を認める際の要件面で一定の高いハードルを課していることで、権利保護への配慮とバランスがとれているといえないでしょうかと思います。被害が何年前から目立ってきているので、何とかしてほしいという思いがあります。

### 3. マスメディアへの期待

—小沢さんが裁判を担当された“ガラケー女”人違い案件、それと道志村の女児行方不明のケースもそうですが、そもそも発端としてマスメディアの報道があって、その情報が広まった環境の中で誹謗中傷が発生したという側面もあります。そうした観点では、当事者ともいえるマスメディアに今後何を期待しますか。

小沢：被害に苦しんでいる被害者の声をクロージアアップして、正しい世論形成をしていってもらうことが、一番ありがたいと思います。誹謗中傷に対する抑止力としては、他人に

に対する誹謗中傷を書いたら自分の身元に関する情報が開示される可能性が高いんだということを強く認識させることが、抑止になると思うんです。何か違法なことを書き込んでも責任を追及されることがめったになければ、そうした行為を助長してしまうんですね。それが例えば通信ログの保存期間が一律1年間義務付けということになれば、「1年も通信履歴をとられたら、いつ賠償請求されるかわからないからちょっとセーブしよう」という抑制が働きやすくなります。だから何らかの形で通信ログ保存が法制化されたり、義務化されたりすれば、被害者救済はしやすくなる。そういったところの必要性をメディアが訴えてほしいし、必要な手続きをしたら発信者にすぐたどり着くようなそういう仕組みになってほしい。

—救済以前の段階で、そもそも誹謗中傷の被害の発生・拡大を抑止するという点では、マスメディアにはどんなことを期待しますか？

小沢: 例えば、人違いによる誹謗中傷の被害の例でいうと、やはりネットで炎上すれば、マスメディアの人には、すぐ人違いだとわかるわけじゃないですか。そういうときには、少なくとも「この人ではないですよ」という伝え方はできる。実際あのときは、メディアだけでなく警察に対してもそう思ったんですけど、人違いで攻撃を受けているあの女性は指名手配された容疑者に同行している“ガラケー女”と同一人物ではないんだ、と公式に否定してくれれば、それですぐ解決する話です。ネットの情報が間違っていたら、訂正情報を広めてほしいという点でメディアへの期待はありますね。

—最近マスメディアの中にはネット上の偽情報に対してファクトチェックを試みる動きも出ていますが？

小沢: 偽の情報を否定するときには、ある程度多くのメディアが歩調をそろえて複数社同時に出してもらえたらと思います。訂正情報を報じるのが1社だけだと、「特定のマスメディアの誘導だ」と言って疑う人たちもいて、それがまた炎上につながる。だから例えば、警察取材等で「違うんだ」という確実な情報を得たら、マスメディアから一斉に流してもらえると本当はありがたい。もちろんいろいろなケースがあるから、すごく難しいことですけど、強い影響力を持つマスメディアの“火消し”の対応というのは、今後考えてもらわないといけないことかなと思います。

## II 匿名表現の自由の保障をめぐる

小沢弁護士へのインタビューで最も強く感じたのは、数多くの裁判でネット被害者に向き合ってきた実務家だからこそ言える現場の教訓の重さだった。制度改正によって、開示手続きの簡易・迅速化の面では一定の改善が期待される一方で、通信ログの保存期間の問題やダイレクトメッセージによる被害への対応など、なお多くの課題が残されていることがわかった。

今回の制度改正は、どのような議論を経て決められたのか。2020年4月に総務省が設置した「発信者情報開示の在り方に関する研究会（以下、「研究会」）」では、同年12月までの8か月間、計11回にわたって、制度改正に向けた議論が交わされていた。参加した有識者には、被害者救済の裁判に携わる弁護士や大学教授などの法律家が多い。議事録をたどると、

従来の制度が、法的救済を求める被害者にとって時間や費用の負担が重い、使い勝手の悪いものであるという問題意識が、構成メンバーの間に等しくあったことがわかる。研究会発足後まもなく起きた木村花さんへの誹謗中傷問題を契機に、この社会課題に向き合う必要性が一層高まっていたことも背景にあったと思われる。

しかし、「研究会」のメンバーらがあえて選んだのは、投稿の発信者がいかなる人物かが安易に開示されることのないよう、これまでどおり一定の高いハードルを課すことを維持するという選択だった。裁判所の手続きは、簡易・迅速化するものの、開示するか否かを判断する際の基準は変えない、という結論。その背景には、匿名の発信者の「表現の自由」を最大限尊重すべきだ、という考えがあった。「被害者の救済」を進めると同時に、正当な投稿をしている人の「匿名表現の自由」をどう守るか。両者のバランスの確保が、最も重要な論点だったのである。

## 1. 匿名表現の自由とは

日本国憲法21条が保障する「表現の自由」には、氏名を隠した状態や偽名・仮名による表現活動も含まれるのか？日本では従来、この問いに対する詳細な研究は行われてこなかったと指摘される<sup>5)</sup>。憲法学者らによると、何らかの事情により匿名でしか発信できないことがあり、それによって国民が知ることのできなかった事実を知ることができる、とりわけネットでは匿名性を担保することで活発な議論が可能になる、それらをふまえると匿名表現の自由は憲法21条によって保障されるという理解が一般的である<sup>6)</sup>。

国内の裁判例としては、2020年に大阪市の

ヘイトスピーチ対処条例の合憲性などが争点となった裁判の1審判決で「匿名による表現活動を行う自由は、憲法21条1項により保障されているものと解される」という判断が示された例がある<sup>7)</sup>。

「匿名表現の自由」を考えるうえで重要なのは、匿名性が担保されないことが表現活動を行うおうとする人に対する萎縮効果を及ぼすかどうか、という点だ。この点を憲法学者らはどう見ているのか。

立命館大学の市川正人教授は、「政府や多数者から見て好ましくないと思われるような内容の表現活動を行う者は、素性を明らかにすることによって『経済的報復、失職、肉体的強制の脅威、およびその他の公衆の敵意の表明』にさらされる可能性が高いのであるから、素性を明らかにしての表現活動しか認めないことは、そのような表現活動を行うおうとする者に対して大きな萎縮効果を与えるであろう」と指摘する<sup>8)</sup>。

また、京都大学の曾我部真裕教授は、「表現の自由の歴史を振り返ってみても、厳しい検閲に対抗する手段として、匿名での出版物が大きな役割を担ったのであって、そこから、匿名表現の自由の重要性を認識することができる」と評価している<sup>9)</sup>。

## 2. 匿名表現の自由をめぐる歴史

日本の発信者情報開示制度は、欧米の制度を参考に設計され、制度を規定する「プロバイダ責任制限法」が2001年11月に制定、翌2002年5月に施行された。制度を創設した際、とりわけアメリカの匿名表現の自由論に大きな影響を受けたと指摘されている<sup>10)</sup>。

アメリカでは、匿名表現(=匿名言論: Anony-

mous Speech)の自由をめぐる争われた裁判で、連邦最高裁判所がたびたび合憲・違憲の判断を示してきた歴史がある。

このうち1960年のTalley v. California事件では、人種差別問題に関して作成者の氏名を記載していないビラを配布した人が逮捕・立件されたことの是非が争点となったが、連邦最高裁は、逮捕・立件の根拠となっていた、匿名の冊子の配布を禁止する市条例を「違憲」と判示した。判決では、古くは独立戦争後、各州に合衆国憲法の批准を促した「フェデラリスト・ペーパーズ」という文書も“パブリウス”という仮名で書かれていたことに言及し、匿名言論は歴史上、自由を擁護する際の武器であったと位置付けている<sup>11)</sup>。

こうした判断の根底には、匿名の言論を長く保護してきたアメリカ合衆国の伝統がある。

情報法を専門分野とする琉球大学の高橋義人准教授(2012年)は、「連邦最高裁判所の判例によれば、『匿名であること』は民主政治には必要不可欠であり、話者の匿名性を奪うことは政治参加を縮小させることになる。つまり、匿名性の保護は民主政治における少数者の言論を促進させる(多数者の専制を抑制する)ために必要だといえる」と評価している<sup>12)</sup>。

また、高知県立大学の岩倉秀樹教授(憲法学)は、実名表記を義務付ける市条例を連邦最高裁が違憲とした判決理由について、「歴史を通して各時代の迫害された団体および党派は、匿名または無名により過酷な行為および法律を批判することができた。(中略)匿名のビラおよび書籍は、人類の進歩において重要な役割を果たしてきた」と記している<sup>13)</sup>。

もう1つ、この分野で特に著名な判例とされているのが、1995年のMcIntyre v. Ohio Elec-



アメリカ連邦最高裁判所 (NHK 資料映像)

tions Commission事件である。選挙や住民投票に関するビラに責任者の氏名・住所を記載するよう義務付けたオハイオ州の法律を「違憲」と判断した。連邦最高裁はこの判決で、マーク・トウェーンやO・ヘンリーのように偉大な文学者の作品が匿名(ペンネーム)で書かれていることに触れ、「著者の匿名を維持するという決断は、合衆国憲法修正1条により保護される言論の自由の一側面である」と記したうえで、匿名で出版する自由は、文学の領域を越えて政治的主張にも及び、特に受けの悪い主張をしようとする者にとって、匿名性は必要とされてきた伝統である、と判示した<sup>14) 15)</sup>。

これらの判例は、いずれもビラや冊子といった紙媒体に関するものである。そこで知りたくなるのが、こうした匿名言論の自由の保障は、インターネット上の表現行為にも同様に及ぶのか、という点である。

McIntyre裁判などでは、ビラなどの表現物について発信者の氏名などの記載をあらかじめ義務付けるという事前規制が問題になっていたのに対して、ネット上の誹謗中傷のケースでは、すでに行われた投稿に対する事後的対応が争点であり、その内容も政治的主張ではなく、誹謗中傷であるという違いがある。このためMcIntyre判決で示された匿名言論者の自

由の保障がそのまま認められるわけではないという考えがある。一方で、発信者情報が強制的に開示されれば匿名言論の保護が形骸化してしまうという指摘もある。結局は、「発信者の匿名言論の自由」と「権利侵害を受けた人の救済を受ける利益」との比較衡量がポイントになるのである<sup>16)</sup>。

その比較衡量は、どのように行われているのか。アメリカでは、相手が誰なのか特定できていなくても、匿名の被告に対する訴訟を起こすことができる。インターネット上の匿名投稿をめぐって権利侵害の救済を求める場合もその方法がとられ、提訴後に、裁判所がプロバイダーに対し、被告を特定するための文書提出命令を出す「ディスカバリー」という手続きが行われる。その際には、とりわけ厳格な基準に基づいて裁判所が可否を判断することになる。

京都大学の毛利透教授（憲法学）は、「文書提出命令をどのような要件で認めるかが問題となるが、その際、アメリカでは、特に強く匿名表現の権利との緊張関係が意識されているのが特徴である。表現者が特定されれば、匿名で表現する権利は当然否定されることになるが、この権利制約が憲法上重大な問題を発生させるという意識が強く存在するのである。背景には、連邦最高裁が匿名表現に対する保護を厚く認める判例を積み重ねてきたという事情がある」と説明する。

つまり、匿名表現を保護する「原則」が伝統としてあり、そうした中で「例外」をどこまで認めるかという考え方が貫かれているのである。ネット上の表現活動をめぐる裁判でも、文書提出命令の是非は、慎重に判断されているという<sup>17) 18)</sup>。

### 3. 匿名表現の自由をめぐる光と影

デジタル時代における匿名表現の“可能性”と“危険性”とは、どのような性質を持つものなのか。匿名表現の自由について研究している総務省職員の海野敦史氏は、個人の研究として発表した論文<sup>19)</sup>で、アメリカの学会における匿名言論の評価について、利点と問題点に分けて整理している。前述のように日本の発信者情報開示は、アメリカの学説や法律を参考に制度設計された経緯があるため、先行研究の整理は示唆に富んでいる。海野氏がまとめた匿名言論の利点と問題点を以下に要約した。

(匿名言論の利点)
① 萎縮しないで本音を言いやすくなる 言論の総量増加、思想の自由市場が発展
② 少数意見や内部告発などが可能に 民主主義の過程で貴重な役割を果たす
③ 言論に伴って受けるおそれのある報復・脅迫などのリスクから言論者を保護
④ 偏見に基づく誤った理解を防止 実際の表現内容のみで趣旨が理解される
(匿名言論の問題点)
① 思想などが同じ者どうしのフォーラム形成 異なる思想の排除に傾斜しがち
② 不誠実な表現活動と虚偽の情報拡散 説明責任なく健全な政治システムの対極に
③ ハラスメント・差別など有害行為を助長 マイノリティー集団の議論参画の機会減少
④ 違法行為の隠れ蓑として利用されるリスク 名誉毀損などの違法な言論も放置されがち
⑤ 内容の妥当性や信頼度を判断するため言論者の経歴・素性を知るのに追加的負担

(海野敦史氏の論文より抜粋要約)

挙げられた「匿名言論の問題点」の多くは、SNSの普及をはじめとする急速なデジタル化に伴って急激に増大し、誹謗中傷をはじめとするさまざまな社会課題として顕在化している。それに比べて「匿名言論の利点」については、学識者の間では論じられていても、一般社会ではそれほど意識されていないように感じる。こうしたギャップがある中、問題点ばかりが顕在化していくことは、ネット上の匿名発信の規制を求める意見が社会の中で増えてきてもおかしくない、危うさをはらんでいる。

海外では、実際に匿名表現に対する直接規制が行われている例もあり、表現の自由に対する重大な影響が出ていることが報告されている。

このうち韓国では、ネット上の攻撃的な投稿や誹謗中傷などを抑えるため、2004年からインターネットの選挙掲示板の利用者を対象に、そして2007年からは一般掲示板も対象に、利用者の本人確認を義務付ける「インターネット实名制」が導入された。表現の自由の保障という観点から、規制に対する批判の声が多かったことはもちろんだが、研究者らの分析によると、誹謗中傷などネガティブな表現を含む投稿の抑制効果は部分的・限定的だったのに対し、全体の投稿数は明らかに減少し、実名を義務付ける規制が表現行為を萎縮させる方向に作用したことが報告されている。こうした中で2012年8月に、憲法裁判所(=最高裁)が規制自体を違憲と判断し、实名制は廃止された<sup>20)</sup>。

また、ロシアでは、ネット上の匿名表現への法規制が政府の言論統制に悪用されていると指摘されている。マレーシアでも、偽情報を発信した者に刑事罰を科す法律が制定され、

政権に批判的な主張が抑圧されたと伝えられている<sup>21)</sup>。

以上のような弊害も考えると、匿名表現の自由に対する直接規制を行うことは、きわめて慎重に検討しなければならない。しかし、その一方で、匿名表現の自由は、いかなるときでも完全に保障されることを前提にすることもできない。この点について海野氏は、匿名表現の自由の保障は、絶対的なものではなく、憲法13条の「公共の福祉」に基づく制約を受けると指摘する。そのうえで、「匿名で表出された表現物の内容が名誉毀損等に該当し、他人の基本権に関する法益を著しく害すると認められる場合に、その表現自体が『公共の福祉』に基づく制約を受ける。このとき、当該他人との関係において、民事上又は刑事上、侵害の主体となる表現者を特定する必要性が生じ得ることから、その限りにおいて、匿名性も制約されると解することが合理的である」と述べている<sup>22)</sup>。

「公共の福祉」に基づく制約は、どこまで許容されるのか。「匿名者の表現の自由」と「権利侵害を受けた被害者の権利」の比較衡量を個別に判断していく際の基準をどのように定めるかが、重要となる。

#### 4. 制度改正をめぐる議論の焦点

「匿名表現の自由の保障」と「権利侵害の救済」とのバランスの確保は、総務省の研究会でも重要な論点になっていたことを前述した。ここからは、11回にわたって繰り広げられた研究会での議論を、議事録からたどる。

発信者情報開示制度をめぐることは、今回の制度改正に向けた議論が始まる前から、不備を指摘する声が上がっていた<sup>23)</sup>。強く主張して

「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」に対する意見書

2011年（平成23年）6月30日  
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

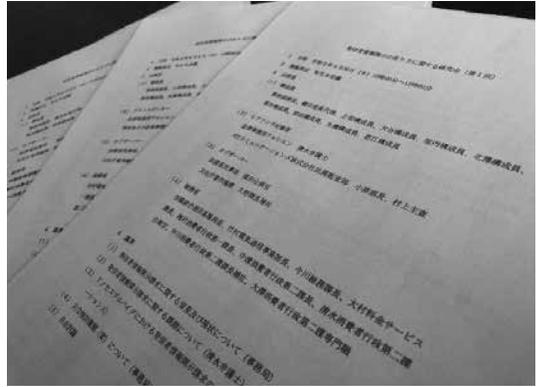
1 本年6月に総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が取りまとめた、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）」（以下「本提言（案）」という。）で採り上げられている提言事項の見直しについて

- 本提言（案）で提言されている事項のうち、以下の点については、提言内容が不適当であると思料されるので、指摘に従って、速やかに見直しをされた。
- (1) 「情報の流通により」権利が直接侵害されていない場合についても創設的に発信者情報開示が認められてよいかについて、本提言（案）は、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにより、一定の結論を得ることは困難であるとしているが、インターネットの匿名性を悪用した被害の実態に照らし検討が不十分というほかない。「情報の流通により」直接権利侵害がされていないような場合であっても、広く発信者情報開示の対象にして、不当請求を防止する問題は、「権利侵害」、「必要性」等の要件で限定することが可能である。
  - (2) 「権利侵害の明白性」について、本提言（案）では、要件の維持が必要であるとしているが、「明白」という文言はあまりにも限定的であり、紛争類型ごとに、必要な要件を明確に規定するべきである。
  - (3) 「開示する発信者情報の範囲」について、本提言（案）では、包括的な規

日弁連の意見書（一部）

いたのは、裁判実務を担う弁護士たちが所属する日弁連＝日本弁護士連合会。2011年6月に、制度の抜本的な見直しを求める意見書を取りまとめている<sup>24)</sup>。その中では、制度の手続き上の課題に加えて、裁判所が発信者情報の開示を命じるか否かを判断する際の要件の1つである「権利侵害の明白性」を、重要ポイントの1つとして挙げている。「明白性」とは、匿名投稿の流通（拡散）によって原告（被害者）の権利が侵害されたことが明らかである場合、と法律の条文に規定されているが、日弁連は、「明らか」という文言の意味があいまいであるうえ、厳格かつ抽象的で、「被害救済の途を閉ざすものと言わざるを得ない」と批判し、この要件の廃止を求めている。

日弁連がこの意見書をまとめたあとも、インターネットの普及が進むにつれて誹謗中傷などのトラブルはさらに増加し、深刻化する被害に有効な対策が打ち出せていないことが重大な社会問題になった。そうした背景もあって、総務省の研究会での議論が制度の見直しにどこ



総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」の議事録

まで踏み込むのか注目されていた。

研究会の議事録をたどると、「権利侵害の明白性要件」は、手続きの簡易・迅速化と並ぶ主要な論点となり、熱を帯びた議論が交わされていた。そこから見えてくるのは、この要件が課す高いハードルを安易に下げしまうと、制度を濫用することも可能になり、正当な投稿をした人の権利が侵害されるおそれがある、という危機感だった。懸念される濫用・悪用の影響を具体的に挙げて警鐘を鳴らす意見が、議事録に数多く記されている。主な意見を以下に一部抜粋する。

- この制度を悪用しているのではないかというようなケース、例えば消費者被害を訴える書き込みを、消費者被害を起こしている会社が潰しにかかるみたいなケース、あるいは、企業への批判や内部告発を潰そうとするようなケースがどうしてもある。こういうケースで開示が認められると、例えば消費者被害を受けた人の情報を、消費者被害を起こした加害者が取得するという形になる。取得した開示情報を悪用されないことをいかに保障するのか。

○例えば口コミサイトで、このサービスはちょっと私には合いませんでした、というような感想レベルの口コミ(を投稿しただけ)でも、容赦なく開示請求というのとはされていて、そういった請求とか、濫用・悪用事例などのいわば開示すべきではないケースがあります<sup>25)</sup>。

投稿内容が誹謗中傷なのか、それとも事実に基づく正当な批判なのかは、裁判所が開示命令を出すか否かを審理する中で判断することになるが、立場の弱い個人にとっては、身元が明らかになるハードルが下がれば、強いプレッシャーを感じるようになる。相手側にとっては、正当な批判を取り下げさせるための攻撃がしやすくなり、開示制度の濫用が横行することになりかねない。

投稿者の表現の萎縮を引き起こさないためには、比較衡量の際のハードルを下げすぎないことが重要だという認識は、裁判の実務に携わる弁護士も含め、研究会のメンバー全員に共通していた。

○「権利侵害の明白性要件」を安易に緩和すると、結果としては、適法な表現を行ったにもかかわらず応訴(=裁判に対応する)負担を強いられるという状況が出て来ることになりかねません。緩和の程度にもよりますが、「権利侵害の明白性の要件」の緩和については、ある種の濫訴(=不当な裁判を乱発すること)の危険性があることも考慮した上で慎重に議論すべきではないか。

○権利侵害の明白性の要件が緩和されてしまうと、今まで法的に許されていた匿名表現

が、今後許されなくなる可能性があるという形で、表現の萎縮を引き起こす恐れがあり、かなり慎重に判断しないといけない<sup>26)</sup>。

発信者が誰なのかが簡易・迅速な手続きで判明するようになることは、誹謗中傷被害の早期救済に役立つものの、一方で、開示の是非を判断する際のハードルを下げすぎてしまうと、正当な批判をする人を萎縮させることにもつながる危うさをはらんでいる。

その議論からは、デジタル時代を生きる私たちが「匿名表現の自由」の“可能性”と“危険性”の双方にどう向き合うべきか、という根源的な問いが見えてくる。被害者を救済するための制度を使いやすく改善することは必要だが、それに伴って匿名表現の自由の保障の程度を引き下げてはならない、というバランス感覚が、研究会では終始貫かれていた。

研究会の「最終とりまとめ」

- 簡易・迅速な「非訟手続」の新設
- 「提供命令」「消去禁止命令」  
⇒従来より一定程度緩やかな基準で
- 「開示命令」  
⇒現在と同様の要件を維持

最終とりまとめの主な内容(筆者作成)

研究会は、2020年12月の「最終とりまとめ」で、発信者情報を特定するために必要な通信ログを迅速に確保するため、簡易な非訟手続でログの特定・保存を命じる「提供命令」「消去禁止命令」を新設し、ここでは、これまでの要件より一定程度緩やかな基準で判断することが適当であると提言した。また、権利侵害となる投稿と同じ発信者がログインしたとき

の通信記録も開示の対象とすることなども盛り込まれた。

一方、発信者の身元を明らかにする「開示命令」の可否を判断する際は、表現行為に対する萎縮効果を生じさせないよう、現在と同様の厳格な「権利侵害の明白性要件」を維持することを求めている<sup>27) 28)</sup>。

研究会の曾我部真裕座長は、「攻撃されやすい状況にある人々がしばしばいわれのない誹謗中傷を受ける、その痛み、苦しみを思うとき、迅速な救済のために多様で実効的な手段が用意されることの不可欠性というのを痛感するところです。活力のある自由で民主的な社会を維持するためには表現の自由が極めて重要なことは言うまでもなく、とりわけ一般市民が声を上げることのできるSNSにおいては、匿名表現の自由というのは重要です。本研究会では、被害者保護と表現の自由とのぎりぎりのバランスを確保すべく真剣な議論が行われ、現時点で可能なベストな提案ができたと思っております」と一連の議論を総括した<sup>29)</sup>。

発信者情報開示に関しては、筆者も被害者救済の観点から簡易・迅速化を歓迎する者の1人である。同時に、匿名表現の自由が持つ社会課題解決への可能性にも期待するところ大であり、匿名性の担保も含めた表現の自由の保障を最大限尊重すべきと考えている。研究会の議論が制度のバランスを確保しながら、被害者救済の道を実質的に広げたことを評価している。

## 5. 残された課題

11回の議事録に記載された個別の論点に関するメンバーの意見と、「最終とりまとめ」の提言、その後行われたプロバイダ責任制限法の改正の内容を比較すると、今回の改正で採用され

なかった積み残しの課題もあることがわかる。

まず、投稿者の通信履歴を記録した通信ログ。現在はプロバイダーに保存が義務付けられていないことについて、研究会では、一定期間の保存を義務付けるかどうか、賛否両論が交わされていた。また、裁判で被告となったプロバイダーが原告の求める通信ログがあるかどうか、誠実に調査しない事例があることから、開示請求があった場合の調査を義務付けてほしいという意見も上がっていた<sup>30)</sup>。

これらについて今回の改正では、制度変更は行われず、課題として残された。その背景には、通信の秘密や個人情報保護、プロバイダーの負担への配慮があったものと思われるが、今回の制度改正の効果と課題を後日検証し、さらなる改善の必要性を改めて議論する必要があるだろう。

自由で活発な意見交換を促し、表立ってはい言にくい本音や真実を伝えることができるデジタル時代の「匿名表現の自由」。無責任で攻撃的になりやすいという問題点に向き合いながら、その新たな可能性をどう生かしていくかが問われている。

## III マスメディアに求められる役割とは

本稿冒頭のインタビューでは、被害者の裁判を担当する小沢一仁弁護士が、SNSなどに投稿される誹謗中傷やその原因となる不正確な情報を、マスメディアがいち早く打ち消すことで被害の拡大を防げるのではないかと指摘していた。多くの被害者と思いを共有してきた弁護士の言葉を貴重な助言として受けとめたい。

被害者にとって、救済を求める裁判の労力と費用の負担は、第三者が想像する以上に大き

い。提訴したことをネット上で非難される二次的な被害に耐え、仮に勝訴しても認められる賠償額は低く、裁判費用をまかなうのも難しい<sup>31)</sup>。また、ひとたび拡散してしまった投稿を完全に消すことは難しい「デジタル・タトゥー」の問題も深刻だ。これらの事情をふまえると、誹謗中傷対策を考えるうえでは、何よりも発生・拡散を防ぐことが重要といえる。

いまマスメディアに期待される役割とは、どのようなものなのだろうか。

## 1. マスメディアとソーシャルメディアの“相互作用”

まず前提として考えなければいけないのは、ネット上の誹謗中傷を含む誤情報・偽情報が拡散していく過程で、マスメディアが伝える番組・ニュースなどの発信内容とソーシャルメディア上の投稿との間に“相互作用”がはたらいている、と指摘されることだ。

法政大学社会学部の藤代裕之教授は、誤情報・偽情報を含むフェイクニュースは、テレビなどのマスメディアが生成を助長しており、マスメディアとソーシャルメディアの間の“相互作用”で広がっていると指摘する<sup>32)</sup>。「SNSの話題がニュース化する過程で、マスメディアのコンテンツがソースとして使われることが多い。ソースとして使われる中で内容がねじ曲げられていく、違うものにされて使われていく」と捉え、その「発生」と「拡散」の双方のプロセスにマスメディアが関わっていると分析する。こうしたソーシャルメディア上のフェイクニュースの発生・拡散にマスメディアが深く関わっているという捉え方は、多くの研究者が報告している<sup>33)</sup>。

では、誹謗中傷やその原因ともなる誤情報・偽情報、さらにはフェイクニュースの発生にマ

スメディアはどのように関わっているのか。小沢弁護士が裁判を担当した前述の2つの誹謗中傷被害のケースをもとに検証する。

1つめのケースは、2019年8月に常磐自動車道であおり運転をしたドライバーが、相手の車を停止させ、運転席の男性を殴った事件。民放の番組で放送されたドライブレコーダーの映像には、容疑者の男と一緒に車から降り、被害者に携帯電話を向けて撮影する女性の姿が映っていた。男は実名で報じられ、顔もそのまま映っていたが、女性の顔にはボカシが入られていたため、ネット上では“ガラケー女”と呼ばれ、映像からわかる服装などを手がかりに、身元の特定を試みる動きが一部に広がった。その結果、何の関係もない別の女性を“ガラケー女”だと名指しする誤情報がネット上に広がり、これをきっかけに、間違われた女性に対する激しい誹謗中傷が始まったのだ<sup>34)</sup>。

この「あおり運転殴打事件」は、当時、高速度道路などで繰り返されていたあおり運転の1つとして、報道で大きく取り上げられ、その後、国が厳罰化を進めるきっかけともなった。マス



警察の「あおり運転厳罰化」リーフレット(2020年)

メディアが積極的に伝えたことの意義はあり、社会課題の解決に向けて世論が国の施策を動かしたことは評価されるべきであろう。しかし、副作用として、ネット上で人違いが発生し、何の罪もない一般市民が突然、多数の誹謗中傷を受けることになった。

もう1つのケースは、2019年9月に山梨県道志村のキャンプ場で小学1年生の女の子が行方不明になり、大規模な捜索が行われたときに起きた。母親や知人らが始めた捜索のための募金活動などをめぐって、母親を誹謗中傷する投稿が相次いだのだ。警察や消防が広い範囲で捜索を続けたが、女の子の手がかりを見つけることはできず、約2週間後に捜索は打ち切られた<sup>35)</sup>。

このケースでも、連日、マスメディアが捜索の状況を詳しく報道した。一連の報道は、大勢のボランティアが独自の捜索に参加するなど、少しでも早く女の子を発見してあげたいという思いを持つ人たちを動かした。残念ながら当時発見には至らなかったが、多くの人が自発的に協力してくれたという点では、社会的な意義があったといえる。その一方で、連日の報道を通じて全国に名前が知られるようになった母親に対し、誹謗中傷の言葉が向けられることにつながった。

2つのケースは、積極的な報道に伴って、さまざまな臆測や思い込みといった誤情報や偽情報がネット上に広がるようになり、それらの誤った情報を信じた人が誹謗中傷を始める、という構図になっていた。こうしたネット上の誤情報・偽情報を信じた人が、独自の“正義感”から誹謗中傷を行うというプロセスは、他事例でも報告されている<sup>36)</sup>。

## 2. なぜ誹謗中傷につながってしまうのか

マスメディアによる報道とネット上の誹謗中傷との関係を考えるうえで1つのヒントになるのが、「流言」をめぐる研究の分析手法だ。

「流言」…不特定多数の人びとの間に広がる事実の裏付けのない情報。のちに事実と確認される情報も含まれ得るという点は、誤情報・偽情報と異なるが、事実の裏付けがないまま広がるという点では共通している。

「流言」は、インターネットの普及よりはるか前から、社会心理学や社会学の研究の対象とされてきた。どんなときに流言が広がりやすいか、という分析手法は、誤情報・偽情報や誹謗中傷の発生過程を考えるうえで参考になる。

流言研究の古典的理論の中で最も知られるのは、G.W.オルポートらが提唱した理論である。事実の裏付けのない言説が、社会に共有されている不安や恐怖、怒り、同情、嫌悪、偏見などの社会心理によって広範に拡散するというもので、のちの研究論文でもたびたび引用されている。流言の拡散の要因を、人びとの欲求とフラストレーションと捉えている点が、ネット上の誤情報・偽情報の拡散を分析するうえでも手がかりになる<sup>37)</sup>。



流言に関する研究書

オルポートらの理論によると、流言が拡散される量は、情報を受け取る人にとっての「重要さ」と、その情報の「あいまいさ」の積に比例するという仮説によって分析できるという。

$$R(\text{流布量}) = i(\text{重要さ}) \times a(\text{あいまいさ})$$

Rumor      importance      ambiguity

ポイントは、足し算ではなく、かけ算で流言の広がりやすさを分析していることである。つまり、この理論では、情報の「重要さ」と「あいまいさ」のどちらか一方がゼロなら、拡散量もゼロで、流言が広がることはないが、どちらか一方、あるいは双方が高くなるほど、流言は大規模に広がっていく、ということの意味する<sup>38)</sup>。

この「重要さ」「あいまいさ」という2つのキーワードをもとに考えると、前述の2つの誹謗中傷被害のケースは、どちらもマスメディアが大きく取り上げたことで社会的な関心が高まり、受け手にとっての「重要さ」が上昇していたと思われる。また、「ガラケー女」のケースでは、指名手配中の容疑者の男と、映像に映る同行女性の関係がよくわかっていなかったうえ、女性の顔にはボカシが入れられ、「あいまいさ」が顕著な状況になっていたことがうかがえる。

このケースからは、誤情報・偽情報が発生しやすいと指摘される「あいまいさ」が、マスメディア側の意図しない形で増幅されることがある、という教訓を読み取ることができる。女性の顔にボカシを入れて放送したのは、容疑者の男との共犯関係の有無が当時はわからず、人権に配慮しての措置だったのであろう。しかし、その意図とは裏腹に、ニュースの受け手にとっては「この人物は何者なのだろう」という

疑問を刺激され、ボカシが入っていない服装などの特徴を手がかりに、ネット上の人探しが始まることにつながったと考えられる。



国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
山口真一 准教授

国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの山口真一准教授は、筆者のインタビューに対し、「このようなケースでは、例えば容疑者以外の、匿名扱いする人物の映像には、想像も及ばないくらい強くモザイクをかけるという対応があってもいいかもしれない。報道の影響力を考えて、まったくわからない状態にしていれば、ネット上で妄想のような誤った情報は出てこないと思う。人類総メディア時代の報道というのは、それくらいの配慮をすることが求められている」と指摘する<sup>39)</sup>。



山梨日日新聞社報道部・藤原祐紀部長の論稿  
『新聞研究』2022年8-9月号

山梨県道志村で起きた女児行方不明のケースについては、地元紙の報道部部長が一連の報道を振り返る論稿を『新聞研究』に執筆している。当時取材した担当記者の所感を紹介し、「根拠がなさ過ぎて、事故なのか、事件なのか判断に困るという雰囲気だった」と記している。大規模な搜索を行ってもいっこうに手がかりが見つからない中で搜索が打ち切れ、その一方で、情報提供を呼びかけるチラシを配ったり搜索費用を確保するための募金活動をしたりする母親への取材が過熱していったことも詳述されている<sup>40)</sup>。事故か事件か見当がつかず、手がかりもない、いわば謎が深まるような状況だったことがうかがえる。連日の報道で受け手にとっての「重要さ」が高まるとともに、「あいまいさ」も顕著になる中で、誤情報や偽情報がネット上に広がり、それに連なる誹謗中傷も増えていったと考えられる。

当時、このニュースがどのくらいの頻度で報じられていたかを振り返ると、例えばNHKでは、搜索が始まった9月22日から搜索が打ち切られた10月7日までの16日間、連日ニュースで報じており、とりわけ首都圏のローカルニュースでは、その多くがトップニュースまたはトップに準ずる上位項目という扱いだった。ほかのマスメディアも全体として、このニュースを大きく取り上げる傾向が長く続いていた。

山口准教授は、「2週間にわたってずっとトップ級のニュースなのかというと、おそらくそういう話ではない。報道の負の側面が次第に大きくなって、テレビのニュースを見ている側は、何回も見ているうちに『これって実は……』などと疑い始める人が増えてくる。その影響力は、マスメディアに関わる1人1人が考えるべきで、過去の事例をふまえながら、みずからの影響力を認

識すべきところがあると思う」と述べている<sup>41)</sup>。

また藤代教授は、筆者のインタビューに対し、「マスメディアがよかれと思ってやったことが、ネガティブな影響につながり、さらにソーシャルメディアにより極端な意見に変換されてしまう。これまでの報道の常識がだんだん通じなくなってきている。どうしたらソーシャルメディア上の誹謗中傷被害を起こさないようにできるのか、マスメディア自身の議論が乏しいと感じる」と指摘する<sup>42)</sup>。

### 3. デジタル情報空間の汚染に どう向き合うべきか

正確な事実を伝えることで社会のニーズに応えるマスメディアが、その使命を果たしつつ、副作用ともいえる誤情報・偽情報を含むフェイクニュースや誹謗中傷の拡散を防ぐには、どうすればいいのか。

#### (1) 打ち消し報道

前述の2つのケースのような事件・事故の当事者に関する誤情報・偽情報については、警察・消防などを日ごろ取材しているマスメディアは、事実かどうかを比較的、確認しやすい立ち位置にある。また、マスメディアが続報として打ち消し報道を行えば、一定の拡散力も期待できる。実際、“ガラケー女”の人違いのケースでは、小沢弁護士が事実無根であるという声明文を出し、被害女性が記者会見を行ったあと、相次いで打ち消し報道が行われ、誹謗中傷の拡散にある程度ブレーキをかけていたという<sup>43)</sup>。

東京大学大学院工学系研究科の鳥海不二夫教授は、「大手メディアは、いまだに大きな影響力を持っています。誤情報を掲載しないように

### マスメディアによる「打ち消し報道」

- 迅速な事実確認が可能
- 拡散力への期待
- 報道倫理上の責任

することはもちろん、ファクトチェックなどによって、社会に広まってしまった誤情報を訂正する機能を持つことも期待されています。もちろん、大手メディア自身が誤情報を発信してしまった場合は、自らそれを責任をもって訂正することも求められているでしょう」と述べている<sup>44)</sup>。

みずから誤報を出してしまった場合は当然だが、そうでない場合でも、みずから伝えた情報がネット上を流通する過程でゆがめられ、誤情報・偽情報につながったという“相互作用”が疑われるのであれば、報道倫理の観点からも、誤った情報を打ち消す合理的な理由があるのではないか。特に、特定の人物の名誉や人権に関わるような場合は、優先度が高いといえる。

### (2) マスメディアの伝え方の工夫

打ち消し報道に加えて、もう1つ考えなければならぬのが、誤情報・偽情報の発生・拡散そのものを抑制するための、マスメディアみずからの伝え方の工夫だ。

従来、マスメディアで取材・出稿に携わってきた記者や編集者にとって、最も重要なことは、伝えるニュースが事実として確認できているか、ニュースの真実性だった。しかし、社会の急速なデジタル化によって、マスメディアの発信した情報が、受け手側の誤解や臆測、思い込みな

どによってねじ曲げられ、まったく違った内容になって拡散されることが多くなっている。

一方で最近では、マスメディアの取材手法の1つとして、SNS上の投稿から、いち早く情報を入手することが日常的に行われるようになってきた。報道機関によっては、専従のチームもつくっている。

藤代教授は、「マスメディアにはSNSの反応を見ているチームもあるのに、そこで得た情報が番組に反映されない場合がある。取材の端緒をつかむツールとして使っているにすぎず、放送がどう受け取られているかという意識は乏しい。視聴者の誤解を解いたり、誹謗中傷の被害を防止したりするためのコンプライアンス的な対応を現場に落とし込むことを検討したほうがいい」と述べている<sup>45)</sup>。

前述の「重要さ」と「あいまいさ」のかけ算によって流言の拡散が大きくなることがあるという視点もふまえ、ニュースの取り上げ方や表現方法を工夫することで、誤情報・偽情報の発生をできるだけ予防できないか、マスメディアの伝え方に検討の余地はあるだろう。

### マスメディアの伝え方の工夫

- みずからの発信内容を批評・検証
- 情報源（ソース）明示を徹底
- 取材過程の「見える化」

山口准教授は、「マスメディアは自分たちに甘いところがあるので、みずから引き起こしたことについての振り返りや訂正が甘い。自分たちの発信内容をしっかり批評・検証して、それ

を番組にすることがあってもいいだろう」と指摘する<sup>46)</sup>。確かに、取材や伝え方に至らない点があるケースのあることも否定できない。みずから検証する姿勢を求める声には、謙虚に耳を傾けるべきだ。

また、取材源を秘匿する必要がある場合以外は、原則として情報のソースを明示することや、可能な範囲で取材過程が見えるよう構成を工夫するなど、「あいまいさ」を極力取り除くことで受け手側の誤解や曲解を避けることも、有力な対策になり得る。「一人称」で取材プロセスを示しながら原稿を書くスタイルも、1つの工夫といえるだろう。

### (3) 誤情報・偽情報の検証（ファクトチェック）

インターネット上の本当かどうかわからない情報について、事実かどうかを検証・判定するファクトチェックは、海外では、マスメディアを含むさまざまな団体によって積極的に行われ、国際ファクトチェックネットワーク（IFCN）が定めた原則綱領に基づいて、国境を越えた連携が広がっている。



IFCNのホームページより  
(International Fact-Checking Network)

日本国内のファクトチェックは、これまで独立系メディアや民間団体が中心となって進めら

れてきた。最近では、新聞社やテレビ局の一部が力を入れ始める動きもある<sup>47)</sup>が、日本のマスメディアによるファクトチェックは、海外に比べ出遅れてきたと指摘されている<sup>48)</sup>。なお、ここでいうファクトチェックは、単なる打ち消し報道と異なり、正確さの検証と判定、その根拠となるエビデンスの明示を伴うものを意味する<sup>49)</sup>。

みずほリサーチ&テクノロジーズが2022年2月に行った調査では、フェイクニュースの対策に取り組むべき主体として挙げられたのは、「報道機関、放送局、ジャーナリスト」が48.2%で最も多く、前年の調査でトップだった「政府機関」(42.2%)を上回った<sup>50)</sup>。

日本大学法学部新聞学科の石川徳幸准教授は、「ファクトチェックを主体的に行う動きはネット上でも見られるが、流布された誤りを糺して、正確な情報を不特定多数の人びとに提供し直すのは、マスメディアが最も適任である。SNSを介した情報接触には、『フィルターバブル』や『エコーチェンバー』<sup>51)</sup>と呼ばれる集団極性化<sup>52)</sup>をもたらす特性が指摘されているが、新聞をはじめとするマスメディアの社会的役割として期待すべきは、伝えるべき正しい情報を取捨選択して、理性的な議論を促すことであろう」と記している<sup>53)</sup>。

また、マスメディアによるファクトチェックの効果について、山口准教授は、「しっかりと検証した報じ方をすれば、その情報がSNSにも流入して拡散していくということもあるので、ポジティブな共振現象が起こるのではないかと。そこをしっかりとやるというのはとても大切なことだと思う」と期待感を示している<sup>54)</sup>。

マスメディアは、正確で多様な情報を社会に届ける役割に加え、ネット情報を注意深くウォッチしながら、デジタル空間の汚染の歯止

めとなることも期待されていることを自覚すべきであろう。

#### 4. 克服すべき課題

デジタル情報空間の汚染への対策をマスメディアが進めるうえで、何が課題になるのか。

まず第1に、報道に携わる人びとの意識改革と負担軽減が挙げられる。

藤代教授は、その著書の中で、日本の既存メディアの記者には、取るに足らない不確実な情報だとしてフェイクニュースに対応することをためらう考えがあると指摘する。2018年9月の沖縄県知事選の際に地元紙が行ったフェイクニュースの検証事例を紹介したうえで、「通常の取材に比べて確認作業に労力がかかるために記者の大きな負担になっていた」と記している。嘘の情報に根拠がないことを証明するのはとても手間がかかり、通常の取材・出稿より労力も時間もかかるうえ、モチベーションも上がらないという。意識改革に加え、負担軽減を進めるための工夫が、ファクトチェックを普及させるためには欠かせないという視点は重要である<sup>55)</sup>。

2つめの課題は、ファクトチェックの結果や打ち消し報道の拡散力が、フェイクニュースに比べて弱いことだ。逆に、誤りを指摘する報道が結果的に誤情報を広めてしまうこと<sup>56)</sup>や、人びとの心理的抵抗や反発を強めることでフェイクニュースに対する支持を強めてしまう「バックファイア効果」が指摘されていることにも注意が必要だ<sup>57)</sup>。

3つめの課題は、メディア不信が強いほど、フェイクニュースの拡散が深刻になる、という指摘である。

国内の世論調査結果<sup>58)</sup>を見ると、新聞・テレビは、依然としてインターネットに比べて信頼

度が高いとされているが、最近では「報道が偏向し、事実がゆがめられている」「陰謀によって情報操作されている」といったマスメディアに対する不信感をつのらせる言説が数多く交わされている。たび重なる誤報や過熱報道、ミスリードなどによって、信頼が大きく揺らいできたことが、その背景にあることを軽視してはならない<sup>59)</sup>。

藤代教授は、ネット上を流れるニュースが記事単位で断片化していることに触れ、ソーシャルメディアの生態系の中で適切に記事が届くように配慮すべきで、正確な情報の流通のためには、追記や訂正といった更新履歴やソースへのリンクをネット配信記事に掲載する必要があると指摘している。そのうえで「既存メディアが、ソーシャルメディア時代に取り組むことは、いいね数やページビューを稼ぐことではない。ソーシャルメディアのスピードや熱狂から距離を取り、様々な角度から検証を行い、冷静に対応すべきだ。メディアの役割は分断ではなく、社会をつなぐものである」と苦言を呈している<sup>60)</sup>。

膨大なネット情報を1つの報道機関が網羅的にチェックすることは難しいが、まずは優先順位の高い▶人びとの生命・安全、▶個人の尊厳と人権、▶民主主義の土台となる選挙の公正、を対象に、これらを危機にさらす誤った情報が大規模に広がり始めたときに、マスメディアが事実関係を検証して報じることは意義があるだろう。マスメディアが互いに連携し、ファクトチェック団体やプラットフォーム事業者とも協力すれば、デジタル空間に正しい情報が循環する環境をつくることも不可能ではない<sup>61)</sup>。

誰もが自由に情報交換や表現活動を行える

ネット空間の特性を今後も生かし、育てていくため、いま何が必要なのか。何よりもマスメディア自身が、萎縮や忖度<sup>そんたく</sup>をすることなく、自由で公正な報道を貫き、正確で多様な事実を伝えていくことが、デジタル空間の汚染防止と健全な民主主義のために欠かせない。かつてないメディア不信と批判に真摯<sup>しんし</sup>に向き合うとともに、デジタル時代にふさわしい新たな工夫と連携を進めながら、「社会の木鐸<sup>ぼくたく</sup>」としての役割を引き続き果たしていくことが、マスメディアに求められている<sup>62)</sup>。

(わたなべ けんさく)

#### 注：

- 1) 審理期間はケースごとに異なるが、全体的に改正前より早まる傾向が見られるという。全体としてどの程度早まったのかについては、一定の期間を経たからの検証が必要となる。
- 2) 「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律(概要)」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000836903.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000836903.pdf)
- 3) 『電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン』(令和4年3月31日版) 第38条  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000805614.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000805614.pdf)
- 4) 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『第3版 プロバイダ責任制限法』(第一法規, 2022年) 33頁
- 5) 海野敦史「匿名表現の自由の保障の程度—米国法上の議論を手がかりとして—」(『情報通信学会誌』37巻1号, 2019年) 2・5頁, 曾我部真裕「匿名表現の自由」(『ジュリスト』2021年2月号, No.1554) 44頁
- 6) 松井茂記『インターネットの憲法学(新版)』(岩波書店, 2014年) 384頁, 毛利透「インターネット上の匿名表現の要保護性について—表現者特定を認める要件についてのアメリカの裁判例の分析」樋口陽一ほか編『憲法の尊厳』(日本評論社, 2017年) 212頁, 曾我部真裕ほか『情報法概説(第2版)』(弘文堂, 2019年) 15-16頁
- 7) 大阪地判2020.1.17 裁判所WEB判決文34頁, 前掲5, 曾我部真裕「匿名表現の自由」46頁
- 8) 市川正人『表現の自由の法理』(日本評論社, 2003年) 380頁
- 9) 前掲5, 曾我部真裕「匿名表現の自由」46頁
- 10) 丸橋透「媒介者の責任—責任制限法制の変容」(『ジュリスト』2021年2月号, No.1554) 19頁, 大島義則「匿名言論の自由と発信者情報開示制度—日米の制度比較」(『情報ネットワーク・ローレビュー』14巻, 2016年) 24頁
- 11) Talley v. California アメリカ合衆国連邦最高裁判決(1960年), 前掲6, 毛利透「インターネット上の匿名表現の要保護性について」196頁, 岩倉秀樹「アメリカの匿名言論の法理と情報開示の法理」(『高知県立大学文化論叢』4号, 2016年) 42頁
- 12) 高橋義人「パブリック・フォーラムにおける匿名性と情報テクノロジー」(『琉大法学』87号, 2012年) 24頁
- 13) 前掲11, 岩倉秀樹「アメリカの匿名言論の法理と情報開示の法理」44頁
- 14) McIntyre 判決には、匿名言論の権利保障に批判的なスカリア裁判官らの反対意見が付されている。
- 15) 前掲6, 毛利透「インターネット上の匿名表現の要保護性について」196-197頁, 前掲11, 岩倉秀樹「アメリカの匿名言論の法理と情報開示の法理」45頁, 前掲10, 大島義則「匿名言論の自由と発信者情報開示制度」25頁
- 16) 前掲10, 大島義則「匿名言論の自由と発信者情報開示制度」26頁
- 17) 前掲6, 毛利透「インターネット上の匿名表現の要保護性について」195-196頁, 前掲10, 大島義則「匿名言論の自由と発信者情報開示制度」28-29頁
- 18) 最近では、有害コンテンツ対策の観点から、プロバイダーの広範な免責を認めた通信品位法230条の見直しをめぐる議論も出てきている。山口真一『ソーシャルメディア解体全書 フェイクニュース・ネット炎上・情報の偏り』勁草書房(2022年) 258-261頁, 前掲10, 丸橋透「媒介者の責任」21-22頁を参照。
- 19) 前掲5, 海野敦史「匿名表現の自由の保障の程度」3頁
- 20) 柳文殊「韓国におけるインターネット実名制の施行と効果」(『社会情報学』2巻第1号, 2013年)

- 19-25頁
- 21) 前掲18, 山口真一『ソーシャルメディア解体全書』269頁, 山口真一「わが国における誹謗中傷・フェイクニュースの実態と社会的対処」(「プラットフォームサービスに関する研究会」第26回資料3, 2021年4月) 22-24頁
- 22) 前掲5, 海野敦史「匿名表現の自由の保障の程度」7-8頁
- 23) 壇俊光・森拓也・今村昭悟「発信者情報開示請求訴訟における『対抗言論の法理』と『権利侵害の明白性』の要件事実的な問題について」(『情報ネットワーク・ローレビュー』12巻, 2013年), 山本隆司「プロバイダ責任制限法の機能と問題点—比較法の視点から—」(『コピライト』495号, 2002年) 18頁
- 24) 日本弁護士連合会「『プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)』に対する意見書」(2011年6月30日)  
この意見書では通信ログの保存義務化や開示対象情報の範囲の見直しなども求めている。
- 25) 「発信者情報開示の在り方に関する研究会」議事概要(第2回23頁, 第3回31頁)
- 26) 同上(第2回24・26頁)
- 27) 同上『最終とりまとめ(令和2年12月)』21・28頁
- 28) 権利侵害の明白性要件をめぐる研究会で議論されていたもう1つの論点, 「不法行為等の成立を阻却する事由」については, 「摘示された事実を真実と信じるに足る相当の理由がないことの主張・立証までは要しないと解される」という解釈が明記された(前掲4, 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『第3版 プロバイダ責任制限法』104頁)。
- 29) 「発信者情報開示の在り方に関する研究会」議事概要(第10回23頁)
- 30) 同上(第2回34頁, 第3回21・37頁)  
これらの論点について小沢一仁弁護士は, 権利侵害の明白性要件を維持することにより, 開示制度の濫用を防ぐとともに, 通信ログの保存義務化などの踏み込んだ措置をとるよう求めている。
- 31) さはらえり『ネット社会と闘う～ガラケー女と呼ばれて～』(リックテレコム, 2021年) 69-70頁
- 32) 藤代裕之編著『フェイクニュースの生態系』(青弓社, 2021年) 17頁, 68-71頁, Yochai Benkler, Robert Faris, Hal Roberts『Network Propaganda』(Oxford University Press, 2018)
- 33) 藤代裕之(筆者インタビューへの回答, 2022年12月), 前掲32, 藤代裕之編著『フェイクニュースの生態系』, 前掲18, 山口真一『ソーシャルメディア解体全書』, 鳥海不二夫・山本龍彦『デジタル空間とどう向き合うか 情報的健康の実現をめざして』(日経BP 日本経済新聞出版, 2022年), 福長秀彦「新型コロナウイルス感染拡大と流言・トイレットペーパー買いだめ～報道のあり方を考える～」(『放送研究と調査』2020年7月号)
- 34) 前掲31, さはらえり『ネット社会と闘う』18-25頁, 52-55頁
- 35) その後, 2022年4月に山梨県道志村の山中で人の骨の一部や, 女の子のものと見られる運動靴, 服装の一部が見つかった。骨のDNA型が一致したことなどから, 警察は, 女の子の死亡が確認されたという見解を示した。
- 36) 前掲21, 山口真一「わが国における誹謗中傷・フェイクニュースの実態と社会的対処」9頁
- 37) G.W.オルポート・L.ポストマン著, 南博訳『デマの心理学』(岩波現代叢書, 1952年), T. シブタニ著, 廣井脩・橋元良明・後藤将之訳『流言と社会』(東京創元社, 1985年), 福長秀彦「流言・デマ・フェイクニュースとマスメディアの打ち消し報道～『大阪府北部の地震』の事例などから～」(『放送研究と調査』2018年11月号) 86-89頁
- 38) オルポートの理論に続く流言研究の中には, 情報の受け手にとっての「重要性」の代わりに, 「不安」を重視した研究などもある。R. L. ロスノウ, G. A. ファイン著, 南博訳『うわさの心理学』(岩波現代選書, 1982年)
- 39) 山口真一(筆者インタビューへの回答, 2022年12月)
- 40) 山梨日日新聞社報道部部长・藤原祐紀「山梨女児不明事件報道を振り返る—2年半越しの死亡断定も死因分からず」(『新聞研究』No.847, 2022年8-9月号, 48-51頁)
- 41) 山口真一(筆者インタビューへの回答, 2022年12月)
- 42) 藤代裕之(筆者インタビューへの回答, 2022年12月)
- 43) 前掲31, さはらえり『ネット社会と闘う』52-56頁, 126-133頁  
例えばNHKでは, 弁護士の声明が発表された翌日の2019年8月19日の夜7時の全国ニュースで人違いによる被害が起きていることを伝えただけ, WEBの特集記事では人違いによる

- 誹謗中傷が発生した経緯を伝えている。「起きたら犯罪者扱い」いったいなぜ」(NHK生活情報ブログ) <https://www.nhk.or.jp/seikatsublog/800/415353.html>
- また、女兒行方不明のケースでは、発生3か月後のNHK『ニュースウォッチ9』で、母親に対する誹謗中傷の問題にも触れていた。打ち消し効果がどの程度あったかは、今後の検討課題である。
- 44) 前掲33, 鳥海不二夫・山本龍彦『デジタル空間とどう向き合うか』66頁
- 45) 藤代裕之(NHKのインタビューへの回答, 2022年12月)
- 46) 山口真一(筆者インタビューへの回答, 2022年12月)
- 47) 日本国内では、推進団体の「ファクトチェック・イニシアティブ(FIJ)」が活動しているほか、「日本ファクトチェックセンター(JFC)」, 独立系メディアのBuzzFeed Japan, InFactなど、新聞では毎日新聞, 朝日新聞, 沖縄タイムス, 琉球新報などがファクトチェックを行っている。また、放送局では日本テレビとNHKが一部でファクトチェックの手法を取り入れているほか、ポータルサイトなどを運営するプラットフォーム事業者がファクトチェックに関する活動にコミットする動きも出ている。
- 48) Innovation Nippon 調査研究報告書「日本におけるフェイクニュースの実態と対処策」(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター, 2020年3月) 116-117頁, 藤代裕之「ソーシャルメディアで広がる『デマ』それに結びつく既存メディア攻撃」(『Journalism』no.361, 2020.6) 31頁
- 49) 前掲37, 福長秀彦「流言・デマ・フェイクニュースとマスメディアの打ち消し報道」100頁
- 50) みずほリサーチ&テクノロジーズ2022年調査結果より(「プラットフォームサービスに関する研究会」第36回資料1, 19-20頁)
- 51) 『情報通信白書(令和元年版)』によると、「フィルターバブル」とは、アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル(泡)」の中に孤立するという情報環境のこと。また、「エコーチェンバー」とは、ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザーをフォローする結果、意見をSNSで発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたもの。
- 52) 「集団極性化(サイバークスケード)」とは、集団の意思決定が個人の決定の平均に比べて、より極端な方向に偏る現象(日本社会心理学学会編『社会心理学事典』丸善, 2009年), 特定のサイトや掲示板などでの意見交換で、ある事柄への賛否いずれかの論が急激に多数を占め、先鋭化する傾向を持つというもの(松村明監修『大辞泉第二版』小学館, 2012年)。
- 53) 石川徳幸「デジタル時代の新聞産業とジャーナリズム」(『情報の科学と技術』68巻9号, 2018年) 437頁
- 54) 山口真一(筆者インタビューへの回答, 2022年12月)
- 55) 前掲32, 藤代裕之編著『フェイクニュースの生態系』80・139頁
- 56) 前掲33, 福長秀彦「新型コロナウイルス感染拡大と流言・トイレトペーパー買いだめ」15-18頁
- 57) 前掲18, 山口真一『ソーシャルメディア解体全書』279頁, 福長秀彦「SNS時代の誤情報・虚偽情報とマスメディアの打ち消し報道～留意すべき事柄を考える～」(『放送研究と調査』2019年8月号) 104頁
- 58) 「第14回メディアに関する全国世論調査」(新聞通信調査会, 2021年)
- 59) 前掲48, 藤代裕之「ソーシャルメディアで広がる『デマ』それに結びつく既存メディア攻撃」32頁, 前掲21, 山口真一「わが国における誹謗中傷・フェイクニュースの実態と社会的対処」15頁
- 60) 前掲48, 藤代裕之「ソーシャルメディアで広がる『デマ』それに結びつく既存メディア攻撃」34頁
- 61) BBCなどが進める有害な偽情報・誤情報に関する知見や対策方法を共有する国際的なメディアネットワーク Trusted News InitiativeにNHKや豪州ABCなどアジア地域のメディアが2022年11月に参加を表明した。
- 62) 西田亮介「ソーシャルメディア時代のジャーナリズムの変容とその課題—『メディア間の対立の融解』と『信頼の自明性の喪失』という視点から」遠藤薫編著『問メディア社会の〈ジャーナリズム〉ソーシャルメディアは公共性を変えるか』(東京電機大学出版局, 2014年), 西田亮介『ぶっちゃけ、誰が国を動かしているのか教えてください』(日本実業出版社, 2022年)